

○沖縄県立看護大学研究不正防止計画推進委員会規程

(平成 19 年 11 月 12 日)

[沿革] 平成 20 年 4 月 1 日 改正

平成 21 年 6 月 17 日 改正

平成 23 年 4 月 20 日 改正

平成 28 年 1 月 20 日 改正

(設置)

第 1 条 沖縄県立看護大学（以下「本学」という。）に研究上の不正及び公的研究費の不正使用防止を図るため、沖縄県立看護大学研究不正防止計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(調査審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について、専門的に調査審議する。

- (1) 研究上の不正防止に関すること
- (2) 公的研究費の不正使用防止に関すること
- (3) 研究倫理の向上に関すること
- (4) 研究上の不正防止を図るために必要な活動に関すること

(委員会の組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 最高管理責任者（学長）
- (2) 統括管理責任者（看護学部長）
- (3) コンプライアンス推進責任者（事務局長）
- (4) 研究倫理教育責任者
- (5) 経理事務責任者（総務課長）
- (6) その他学長が必要と認める者

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、学長がこれに当たる。

- 2 委員長は会務を總理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは統括管理責任者（学部長）がその職務を行う。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 11 月 12 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規程の制定により、「沖縄県立看護大学研究不正防止専門部会規程」を廃止する。

附 則

この規程は、平成 28 年 1 月 20 日から施行する。